

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 22 日から 47 年 3 月 29 日まで

私は申立期間についてA社に勤務していたが、年金事務所に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、昭和 47 年 3 月に事業所を退職した後すぐに郷里のBに戻っており、脱退手当金の支給日とされている同年 5 月 23 日には事業所のあったC県D市にはいないほか、郷里のBに戻った後に支給を受けるための手続をした記憶や形跡が一切無いことから、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及び当時の脱退手当金裁定請求書によれば、当該請求書は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 47 年 3 月 29 日から約 1 か月後の同年 5 月 2 日に提出され、申立人は同年同月 23 日に脱退手当金を支給されたこととなっている。

しかし、申立人は「A社へは集団就職で、当初から定時制高校を卒業するまでの4年間の勤務という約束であったため、卒業後直ちに同社を退社し郷里のBに戻った。」と主張しているところ、申立人が昭和 47 年 3 月 22 日にE港を出発しF港へ向かった船舶に乗船していることが、当該船舶の旅客名簿により確認できることから、申立人は同年 3 月下旬にBに帰郷していたものと推認でき、申立人が自ら脱退手当金の支払を請求したとは考え難い。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書における請求者の住所は、申立人が在職していた当時の事業所所在地が記載されているが、申立人は前述のとおり、脱退手当金の請求当時既に郷里のBに転居していたと考えられ、申

立人が在職当時の事業所所在地を記載するとは考え難く、不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していた社員寮の寮母は、「当時申立人とその同僚に対して『郷里のBは本土復帰直前であり、すぐに同じ年金制度になるであろうし、あなた方はまだ年齢も若く今後再就職することもあるだろうから、脱退手当金は受給しない方がよい。』と助言した。」と証言していることから、申立人を含むこれらの同僚が事業主に代理請求を依頼したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 23 日から 47 年 3 月 23 日まで

私は申立期間についてA社に勤務していたが、年金事務所に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、昭和 47 年 3 月に事業所を退職した後すぐに郷里のBに戻っており、脱退手当金の支給日とされている同年 5 月 23 日には事業所のあったC県D市にはいないほか、郷里のBに戻った後に支給を受けるための手続をした記憶や形跡が一切無いことから、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及び当時の脱退手当金裁定請求書によれば、当該請求書は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 47 年 3 月 23 日から約 1 か月後の同年 5 月 2 日に提出され、申立人は同年同月 23 日に脱退手当金を支給されたこととなっている。

しかし、申立人は「集団就職でA社に就職し、5年間の勤務を終えて、後輩の同僚と一緒に郷里のBに戻った。」と主張しているところ、申立人が昭和 47 年 3 月 22 日にE港を出発しF港へ向かった船舶に乗船していることが、当該船舶の旅客名簿により確認できることから、申立人は同年 3 月下旬にBに帰郷していたものと推認でき、申立人が自ら脱退手当金の支払を請求したとは考え難い。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書における請求者の住所は、申立人が在職していた当時の事業所所在地が記載されているが、申立人は前述のとおり、脱退手当金の請求当時既に郷里のBに転居していたと考えられ、申

立人が在職当時の事業所所在地を記載するとは考え難く、不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していた社員寮の寮母は、「当時申立人とその同僚に対して『郷里のBは本土復帰直前であり、すぐに同じ年金制度になるであろうし、あなた方はまだ年齢も若く今後再就職することもあるだろうから、脱退手当金は受給しない方がよい。』と助言した。」と証言していることから、申立人を含むこれらの同僚が事業主に代理請求を依頼したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から同年 10 月まで
② 昭和 63 年 7 月から同年 12 月まで

私は申立期間①及び②において、季節労働者としてA社B支店で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和 62 年 6 月 13 日から同年 12 月 28 日までの期間及び 63 年 5 月 26 日から同年 11 月 28 日までの期間においてA社C支社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社本社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時の資料は何も残っていないが、長年当社で勤務している社員に確認したところ、『申立期間当時、季節労働者は社会保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。』とのことであった。」と回答しており、申立期間当時、同社は季節労働者について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、厚生年金保険の被保険者資格の得喪届について、申立期間当時から現在まで本社で一括して行っているため、申立人が勤務していたとするB支店の同僚を特定することができず、申立人も同僚の姓のみを挙げているが個人を特定することができないため、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入及び保険料の控除について同僚からの証言を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る被保険者名簿によれば、申立期間①及び②において被保険者の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 1 日から 57 年 5 月 20 日まで

私は、申立期間にA社に勤務し、給与は現金で給与明細書と一緒にもらっていた。給与から厚生年金保険料が天引きされていたことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社の経理・社会保険事務担当者は、「申立人の厚生年金保険への加入及び保険料の控除については覚えていないが、加入記録が無ければ加入させていないと思う。その理由は、従業員の厚生年金保険への加入については、当時の社長から加入させるよう指示があった従業員のみを加入させていたからである。前任の担当者からもそのように引き継いでいた。」と述べている上、申立人は、申立期間当時、同社における従業員数は40人から50人であったと述べており、同社の工場長であったとする同僚は、従業員は60人くらいいたと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間における同社の厚生年金保険の被保険者数は14人から17人であることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人から名前の挙がった同僚は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、ほかの同僚から、申立期間当時、正社員であったとして名前の挙がった3人については、A社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。以上のことを踏まえると、

申立期間当時、同社においては、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は既に閉鎖しており、事業主も死亡している上、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における被保険者の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。